

## 令和6年度シニアふれあい食事会補助事業補助要件

### (1) 高齢者に食事の提供を行うとともに、高齢者の交流の場を確保する事業であつて、次に掲げる要件を全て満たすもの（会食事業）

- 北区内で実施されること。
- 開催頻度は、原則月1回以上であること。
- 主に一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯又は日中一人となる高齢者（以下「一人暮らしの高齢者等」という。）を対象とし、1回あたりおおむね10人以上の高齢者が参加できる規模で開催すること。
- 事業の時間内においては、現場に常に責任者を配置すること。
- 前号の責任者とは別に、事業の規模に応じたスタッフ体制を確保すること。
- 事故発生時の対応のため保険に加入すること。
- 補助対象事業の開始前に北区保健所の指導及び助言を求め、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、各種法令等に基づき所要の衛生管理、食中毒防止、感染防止、食物アレルギー対策等に万全を期すとともに、事業計画書に保健所の指導・助言を求めた日付と概要を記載して、提出すること。ただし、8月6日（火）の衛生講習会に参加することで保健所の指導を受けたものとみなす。
- 「おたがいさまネットワーク協力団体」として登録し、北区が年1回実施する高齢者の見守りに係る研修等への参加に努めること。
- 北区が開催又は関与する地域ケア会議、生活支援体制整備事業の協議体等、高齢者支援に関わる他の関係機関等との連絡会への参加に努めること。
- 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体からの助成を受けている事業でないこと。
- 子ども食堂等又は飲食店等の事業を実施している場合は、案分計算して経費が明確に区別できること。
- 参加者に対し、地域包括支援センター等の高齢者支援に関わる相談窓口を周知するよう努めること。
- 参加者の生活状況を把握し相談に応じるとともに、必要に応じてニーズに対応した関係機関につなぎ、参加者の生活状況に異変が疑われる場合等は地域包括支援センター等、高齢者の見守りを所管する部署に対して速やかに連絡を行うこと。
- 個人情報 の適正な管理に十分配慮すること。
- 政治又は宗教の勧誘行為を行わないこと。（令和6年7月9日追記）
- 営利目的の活動及び公序良俗を乱す活動を行わないこと。（令和6年7月9日追記）

**(2) 高齢者の心身の健康増進又は安全安心な日常生活に資する講座等を開催する事業であって、次に掲げる要件を全て満たすもの。(講座事業)**

- 北区内で実施されること。
- 主に一人暮らしの高齢者等を対象とし、1回あたりおおむね10人以上の高齢者が参加できる規模で開催すること。
- 事業の時間内においては、現場に常に責任者を配置すること。
- 前号の責任者とは別に、事業の規模に応じたスタッフ体制を確保すること。
- 事故発生時の対応のため保険に加入すること。
- 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体からの助成を受けている事業でないこと。
- 子ども食堂等又は飲食店等の事業を実施している場合は、案分計算して経費が明確に区別できること。
- 参加者に対し、地域包括支援センター等の高齢者支援に関わる相談窓口を周知するように努めること。
- 参加者の生活状況を把握し相談に応じるとともに、必要に応じてニーズに対応した関係機関につなぎ、参加者の生活状況に異変が疑われる場合等は地域包括支援センター等、高齢者の見守りを所管する部署に対して速やかに連絡を行うこと。
- 個人情報の適正な管理に十分配慮すること。
- 政治又は宗教の勧誘行為を行わないこと。(令和6年7月9日追記)
- 営利目的の活動及び公序良俗を乱す活動を行わないこと。(令和6年7月9日追記)

**(3) 多世代交流機会の確保その他の孤独感の解消又は生きがいの増進に資する取組を実施する事業であって、次に掲げる要件を全て満たすもの(多世代交流等事業)**

- 北区内で実施されること。
- 主に一人暮らしの高齢者等を対象とし、1回あたりおおむね10人以上の高齢者が参加できる規模で開催すること。
- 事業の時間内においては、現場に常に責任者を配置すること。
- 前号の責任者とは別に、事業の規模に応じたスタッフ体制を確保すること。
- 事故発生時の対応のため保険に加入すること。
- 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体からの助成を受けている事業でないこと。
- 子ども食堂等又は飲食店等の事業を実施している場合は、案分計算して経費が明確に区別できること

- 参加者に対し、地域包括支援センター等の高齢者支援に関わる相談窓口を周知するように努めること。
- 参加者の生活状況を把握し相談に応じるとともに、必要に応じてニーズに対応した関係機関につなぎ、参加者の生活状況に異変が疑われる場合等は地域包括支援センター等、高齢者の見守りを所管する部署に対して速やかに連絡を行うこと。
- 個人情報 の 適正な管理に十分配慮すること。
- 政治又は宗教の勧誘行為を行わないこと。(令和6年7月9日追記)
- 営利目的の活動及び公序良俗を乱す活動を行わないこと。(令和6年7月9日追記)

**(4) 会食事業の新規立上げに係る事業であって、次に掲げる要件を全て満たすもの(立上げ事業)**

- 会食事業のスタッフに一人以上高齢者がいること。
- 会食事業の補助を受ける初年度であること。